

根拠法令 (適用期限)	■半島振興法 (R7. 3. 31)	■過疎地域の持続的発展の 支援に関する特別措置法 (R6. 3. 31)	■地域再生法 (R6. 3. 31)	■地域未来投資促進法 (R7. 5. 31)	■市独自		
指定地区	市内全域 (半島振興対策実施地域)	吾平町 輝北町 (過疎地域とみなされる地域)	地域活力向上地域 (用途地域指定区域、既存の工業団地、 その他企業立地が見込まれる地域)	市内全域 (促進区域)	市内全域		
対象業種	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・旅館業 ・情報サービス業等 ・農林水産物等販売業 ※市内全域で生産された農 林水産物又は当該農林水 産物を原料若しくは材料 として製造、加工若しく は調理をしたものを店舗 において主に、市内全域 以外の者に販売すること を目的とする事業	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・旅館業 ・情報サービス業等 ・農林水産物等販売業 ※市内全域で生産された農林水 産物又は当該農林水産物を原 料若しくは材料として製造、 加工若しくは調理をしたもの を店舗において主に、市内全 域以外の者に販売することを 目的とする事業	<ul style="list-style-type: none"> ・業種は問わない。 ※特定業務施設（事務所・研 究所・研修所）の本社機能等 の整備（新増設・賃貸借・用 途変更）が行われているこ と。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済牽引事業 ①電子関連産業 ②自動車関連産業 ③食品関連産業 ④健康・医療関連産業 ⑤航空機関連産業 ⑥情報通信関連産業 ⑦環境・エネルギー関連産業 ⑧観光関連産業 として承認を受けた事業の うち、先進性を有すると国の 確認を受けたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の各法に基づ く対象業種 ・道路貨物運送業 ・倉庫業 ・こん包業 ・卸売業 		
設備等の 取得額	資本金額	取得額	資本金額	取得額	大企業：3,800万円以上 中小事業者等：1,900万円以上	1億円超 (農林漁業関連業種は 5,000万円)	2,000万円超
	1,000万円以下	500万円以上	5,000万円以下	500万円以上			
	5,000万円以下	1,000万円以上	1億円以下	1,000万円以上			
	5,000万円超	2,000万円以上	1億円超	2,000万円以上			
	※ただし、情報サービス業 等・農林水産物等販売業の 取得額は500万円以上 (資本金額要件なし)		※情報サービス業等・農林水産 物等販売業の取得額は500万円 以上(資本金額要件なし) ※資本金の規模が5,000万円超の法人は 新増設のみ				
対象資産	土地、家屋、償却資産	土地、家屋、償却資産	土地、家屋、償却資産	土地、家屋、償却資産	土地、家屋、償却資産	土地、家屋、償却資産	土地、家屋、償却資産
優遇内容	全額免除 (不均一課税及び市独自の免除)	全額免除(課税免除)	全額免除 (不均一課税及び市独自の免除)	全額免除(課税免除)	全額免除(課税免除)	全額免除(課税免除)	全額免除(課税免除)
免除期間	3年間	3年間	3年間	3年間	3年間	3年間	3年間
その他			事業者は県に「地域活力向 上地域特定業務施設整備 計画」を申請、認定を受け る必要がある。	事業者は県に「地域経済牽 引事業計画」を申請、承認 を受ける必要がある。			